

主な指摘事項【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・事業の運営の方針について記載すること。 ・通常の送迎の実施地域、及び送迎実施地域外の交通費について記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者にサービスを提供する場合の交通費等の記載について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、統一した内容を記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・緊急時等における対応方法について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間について、サービス完結の日から5年間とすること。	4件
運営	短期入所生活介護計画の作成	・短期入所生活介護計画の作成前にサービスを提供している利用者があったため、サービス提供開始前に、居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで短期入所生活介護計画を作成し、利用者に交付すること。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・ユニットの数及びユニットごとの入居定員について記載すること。 ・利用料金に係る利用者負担割合の記載が1割のみのため、2割及び3割についても記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・虐待の防止及び身体的拘束等に関する研修の実施頻度を年1回以上としているため、年2回以上と記載すること。	4件
介護給付費の算定 及び取扱い	夜勤職員配置加算	・1日平均夜勤職員数について、暦月ごとに夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。)における延夜勤時間数を当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定することとされているところ、事業所における夜勤時間帯を午後4時から翌日の午前9時までの17時間としていたため、1日平均夜勤職員数が実際より多く算定されていた。事業所の夜勤時間帯の設定を改めるとともに、今後は、その設定した夜勤時間帯により算定すること。	1件

計10件